

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 3 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和 28 年岩手県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単 位	所在地			単 位	所在地
	市		町 村		市		町 村
法第32条	[略]			法第32条	[略]		
第 1 項第	[略]			第 1 項第	[略]		
1 号に掲	地下電線その他地			1 号に掲	地下に設ける電線		
げる工作	下に設ける線類			げる工作	その他の線類		
物	[略]			物	[略]		
[略]				[略]			
政令第 7	[略]	占用面積 1 平	[略]	政令第 7	[略]	占用面積 1 平	[略]
条第 6 号		方メートルに		条第 6 号		方メートルに	
に掲げる		つき 1 年		に掲げる		つき 1 年	
施設並び				施設並び			
に同条第				に同条第			
7 号に掲				7 号に掲			
げる施設				げる施設			
及び自動	その他のもの		Aに0.006を	及び自動	その他のもの		Aに0.006を
車駐車場			乗じて得た額	車駐車場			乗じて得た額
			Aに0.008を				Aに0.008を
			乗じて得た額				乗じて得た額

	政令第7条第8号に掲げる 器具	Aに0.018を乗じて得た額
備考 [略]	備考 [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。